平成２４年（フ）第３２１号
愛知県豊田市花園町新田62番地13
破産者　有限会社アクアホーム
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
愛知県豊橋市花田町字斉藤62番地の47
破産者　有限会社申陽
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第４４号
大分市大字中尾1555番地の11、商業登記簿上の本店所在地大分市新町19番17号サンコウビル１階
破産者　有限会社サキ・ブライダルプロデュース
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４９号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1767番地の１
破産者　鈴木　　幟
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第５０号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1767番地の１
破産者　鈴木　治子
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第３８１号
鹿児島県日置市東市来町湯田1746番地
破産者　榊　　弘孝
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
北海道苫小牧市栄町３丁目３番７号　コスモドリーム栄Ｂ101号
破産者　福田　忠祐
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第４３９号
仙台市泉区南光台１丁目20番16号
破産者　青木　　淳
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
秋田県鹿角市花輪字合野156番地　コーポ秋田ふき105号室
破産者　藤井　安洋
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第２９号
秋田県鹿角市花輪字扇ノ間71番地10
破産者　柳澤　政子
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第３号
石川県金沢市高尾南３丁目80番地　クールアンソレーユ・103号、破産手続開始決定時の住所石川県能美市宮竹町161番地１
破産者　松井　克己
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１１６８号
名古屋市天白区鴻の巣２丁目1502番地　グローヒル153―101号
破産者　青木　清子
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７７１号
大阪市東住吉区針中野３丁目12番20号
破産者　内井　俊博
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９７４号
大阪府守口市南寺方中通１丁目７番34―306号、開始決定時の住所大阪府守口市南寺方南通１丁目７番７―405号
破産者　蚊野　勝巳
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４５２号
大阪府豊中市本町１丁目12番17―201号
破産者　石野　富三
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６８４号
大阪市淀川区十八条３丁目１番44号
破産者　北中　一徳
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０３０号
和歌山県田辺市湊674番１－Ｂ―1109号、住民票上の住所大阪府吹田市泉町３丁目９番22号
破産者　川部　大作
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２４７号
大阪市天王寺区玉造本町13―13　ローズハイツ真田山公園1001号、住民票上の住所大阪市中央区農人橋１丁目１番29―1001号
破産者　木村　一貴
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６７１号
大阪府豊中市豊南町南４丁目３番７号
破産者　徳田紀代子
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部